

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和6年11月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況 (累積違反点数)			
						事業者	九州運輸 局内	運輸支局 内	当該(営) 違反点数
令和6年11月11日	新幸タクシー有限公司(法人 番号3330002022080) 代表 者古賀信博	本社営業所	事業停止(72日間) 文書警告 輸送の安全確保命令	道路運送法(以下 「法」)第16条第1項、 法第27条第3項、法 第95条、道路運送 車両法(以下「車両 法」)第48条、車両法 50条、車両法第52 条、タクシー業務適 正化特別措置法第 15条	令和3年8月19日、監査実施。19件の違反が認められ た。(1)事業計画(配置車両数)に定める業務の確保違反 (法第16条第1項)、(2)損害賠償責任保険(共済)締結義 務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規 則」)第19条の2)、(3)疾病、疲労等のおそれのある運 行業務(運輸規則第21条第5項)、(4)点呼の実施義務違 反(運輸規則第24条第1項、第2項)、(5)点呼の記録義 務違反(運輸規則第24条第5項)、(6)業務の記録事項 義務違反(運輸規則第25条第1項、第3項、第4項)、(7) 乗務員等台帳の記載事項等義務違反(運輸規則第37 条第1項)、(8)運転者に対する指導監督違反(運輸規則 第38条第1項)、(9)運転者に対する指導監督の記録又 は指導監督の記録保存違反(運輸規則第38条第1 項)、(10)特定運転者に対する特別な指導監督違反(運 輸規則第38条第2項)、(11)特定運転者に対する適性診 断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(12)地理・ 応接の指導監督の記録義務違反(運輸規則第40条第3 項)、(13)整備管理者の選任違反(運輸規則第45条第1 項、車両法第50条第1項)、(14)整備管理者の選任(変 更)届出違反(運輸規則第45条第1項、車両法第52 条)、(15)定期点検整備の実施違反(運輸規則第45条 第1項、車両法第48条第1項)、(16)運行管理規程の制 定義務違反(運輸規則第48条の2第1項)、(17)運行管 理者の講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1 項)、(18)自動車に関する表示義務違反(法第95条)、 (19)運転者証記載事項訂正義務違反(タクシー業務適 正化特別措置法第15条)	55	55	55	55
	熊本県玉名郡長洲町清源 寺740-1	熊本県玉名郡長洲町梅田 772-3							
令和6年11月12日	サンキュー交通株式会社 (法人番号6310001018319) 代表者深堀勝之	本社営業所	文書警告	道路運送法第27条 第3項	令和6年10月24日、監査実施。2件の違反が認められ た。(1)乗務員等台帳の記載事項等義務違反(旅客自 動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第37条第1 項)、(2)運転者に対する指導監督の記録又は指導監督 の記録保存違反(運輸規則第38条第1項)	0	0	0	0
	長崎県長崎市毛井首町1番 地227	長崎県長崎市毛井首町1番 地227							

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和6年11月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況 (累積違反点数)			
						事業者	九州運輸 局内	運輸支局 内	当該(営) 違反点数
令和6年11月25日	久留米西鉄タクシー株式会 社(法人番号 5290001070703) 代表者篠 倉博光	八軒屋営業所	輸送施設の使用停止 (30日車) 文書警告	道路運送法(以下 「法」)第13条、法第 27条第3項	令和6年8月5日、監査実施。2件の違反が認められた。 (1)運送引受義務違反(法第13条)、(2)運転者に対する 指導監督違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条 第1項)	3	3	3	3
	福岡県久留米市国分町御 供田1596番地	福岡県久留米市国分町御 供田1596番地							